

品川区立学校の学校生活支援員、学習支援員および発達障害教育支援員配置要綱

制定 平成 20 年 1 月 17 日 要綱第 2 号
改正 平成 21 年 3 月 27 日 要綱第 6 号
改正 令和 4 年 3 月 4 日 要綱第 4 号
改正 令和 5 年 3 月 28 日 要綱第 4 号
改正 令和 6 年 3 月 11 日 要綱第 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区立学校に在籍する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対する学校生活支援員、学習支援員および発達障害教育支援員（以下「支援員」という。）を配置することについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特別な教育的ニーズのある児童・生徒（以下「対象児童・生徒」という。）

登下校を除いた学校管理下で、生活上介助もしくは支援を要する者、または学習に配慮を要する児童・生徒（学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月文部省令第 11 号）（以下「規則」という。）第 140 条に定める者）で支援を必要とする者

(2) 学校生活支援員

身辺自立、安全管理その他学校生活において配慮を要する児童・生徒が在籍する学校に、支援を行うために配置する者

(3) 学習支援員

学習に配慮を要する児童・生徒（規則第 140 条に定める者）が在籍する学校に、学習支援を行うために配置する者、および特別支援学級(固定)に在籍する児童・生徒の身辺・社会的自立に向けた支援を行うために配置する者

(4) 発達障害等

自閉症、情緒障害、学習障害および注意欠陥多動性障害

(5) 発達障害教育支援員

知的障害がなく、発達障害等のある児童・生徒が安心して円滑に在籍学級での学習を継続できるよう、通常の学級において、必要な支援を行う者

(職務内容)

第 3 条 支援員はそれぞれ学級担任および授業担当者との連携のもと、個別指導計画に基づき、対象児童・生徒に対して支援を行う。

(資格)

第 4 条 支援員の資格は次のとおりとする。

(1) 学校生活支援員

身辺自立、安全管理等のための介助および支援について理解と意欲のある者

(2) 学習支援員

教職課程履修学生、教育学または心理学の学生およびその他発達障害等の支援について理解と意欲のある者

(3) 発達障害教育支援員

学校の教育方針を理解し、発達障害児の支援に関する知識や経験を有する者

(配置方法)

第5条 校長は、他に適切な支援がなく、対象児童・生徒について学校生活支援員および学習支援員の配置を必要とするときは、その事由を別に定める申請書により品川区教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、その配置の必要性を審査し、配置の有無を学校長に通知する。

3 学校生活支援員および学習支援員の業務については、委託契約に基づき、品川区から業務を受託した団体が行うものとする。

第6条 委員会は、知的障害がなく、発達障害等のある児童・生徒に対する特別な支援を必要とする学校に対し発達障害教育支援員を配置することができる。

2 発達障害教育支援員の業務については、発達障害教育支援員配置要領に基づき学校長の指揮命令の下行う。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(品川区立小・中学校の介助員配置要綱の廃止)

2 品川区立小・中学校の介助員配置要綱(平成元年4月25日制定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。